

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 不健全図書類の指定……………一
……………(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)
- 平成二十九年東京都補正予算の公表……………一
……………(財務局主計部議案課)
- 特定計量器定期検査の実施(三件)……………二
……………(生活文化局計量検定所検査課)
- 公共測量の終了(八件)……………三
……………(都市整備局都市基盤部調整課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……………四
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………七
……………(同)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………九
……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)
- 国民健康保険組合規約の一部変更認可……………一〇
……………(福祉保健局保健政策部国民健康保険課)
- 森林法第百八十九条の揭示……………二〇
……………(産業労働局農林水産部森林課)
- 都道の区域変更……………二二
……………(建設局道路管理部路政課)

告示(教)

○東京都立中央図書館及び東京都立多摩図書館の休館……………三

告示(文)

○東京都地下高速電車記念一日乗車券の発売……………三

○特定非営利活動法人の認定……………二
……………(生活文化局都民生活部管理法人課)

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………四
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)

○東京都指定排水設備工事事業者の指定……………四
……………(下水道局)

正誤

○平成二十九年八月三十一日付東京都告示第千三百六十号……………五

告示

東京都告示第千四百六号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第百八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成二十九年九月十五日

東京都知事 小池 百合子

図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四二五六	書籍	Charles Co. 著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。	
1	純愛インモラル	株式会社メディアソフ	

ト ある。

東京都告示第千四百七号

平成二十九年九月五日東京都議会の議決を得た平成二十九年度の東京都補正予算を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年九月十五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第千四百十五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、町田市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 町田市
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 町田市地内
- 四 測量の期間 平成二十八年十一月一日から平成二十九年四月七日まで

●東京都告示第千四百十六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、町田市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 町田市
- 二 測量の種類 公共測量(数値図化(同時調整含む))
- 三 測量の区域 町田市地内
- 四 測量の期間 平成二十八年六月十六日から平成二十九年五月十六日まで

●東京都告示第千四百十七号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、青梅市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 青梅市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 青梅市地内
- 四 測量の期間 平成二十八年十二月一日から平成二十九年三月二十四日まで

●東京都告示第千四百十八号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、福生市長から次のように測量を終了した旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 福生市
- 二 測量の種類 公共測量(航空写真撮影)
- 三 測量の区域 福生市地内
- 四 測量の期間 平成二十八年十二月一日から平成二十九年三月二十四日まで

●東京都告示第千四百十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお

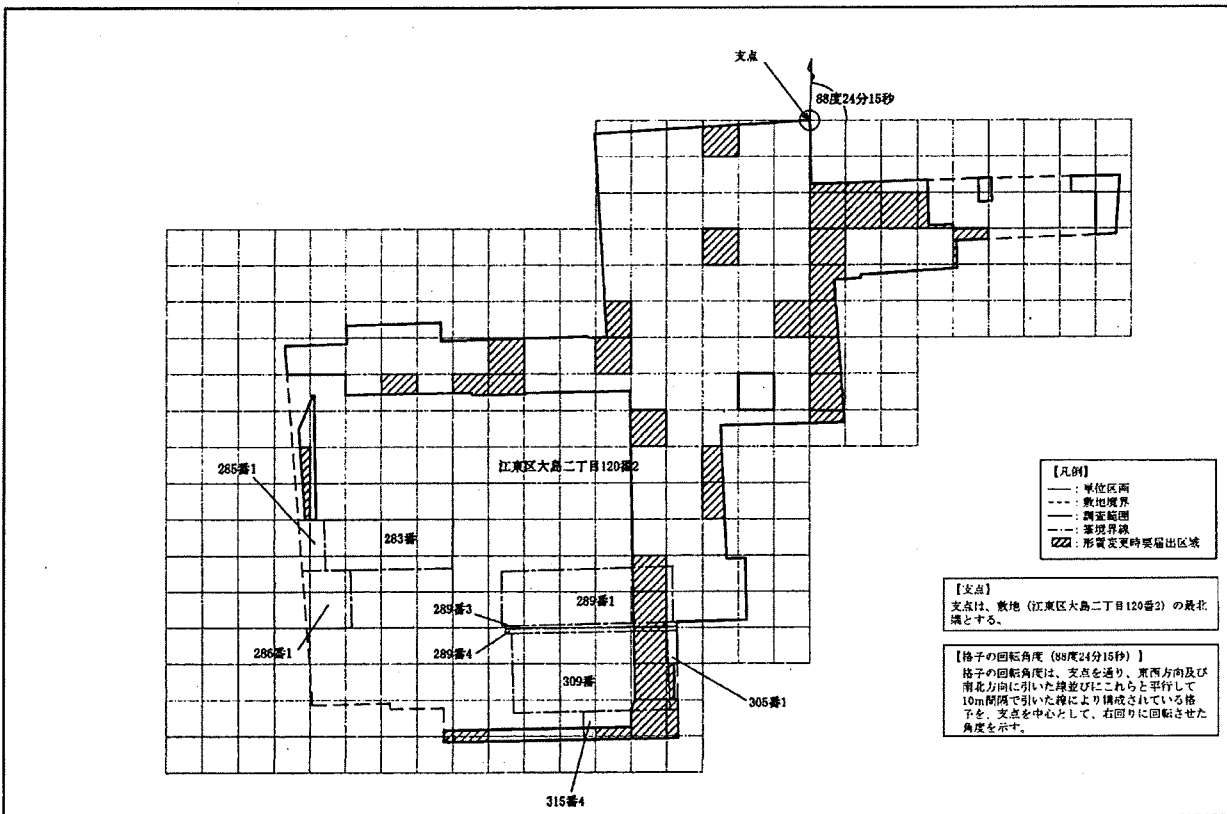
り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年九月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区大島二丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



●東京都告示第千四百二十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年九月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（港区港南二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 その他 この告示により指定する形質変更時要届出区域は、規則第五十八条第四項第九号に該当する。



発行 東京都

目次

告示

公告

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定（四件）……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…一

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…五

●東京都告示第百一号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

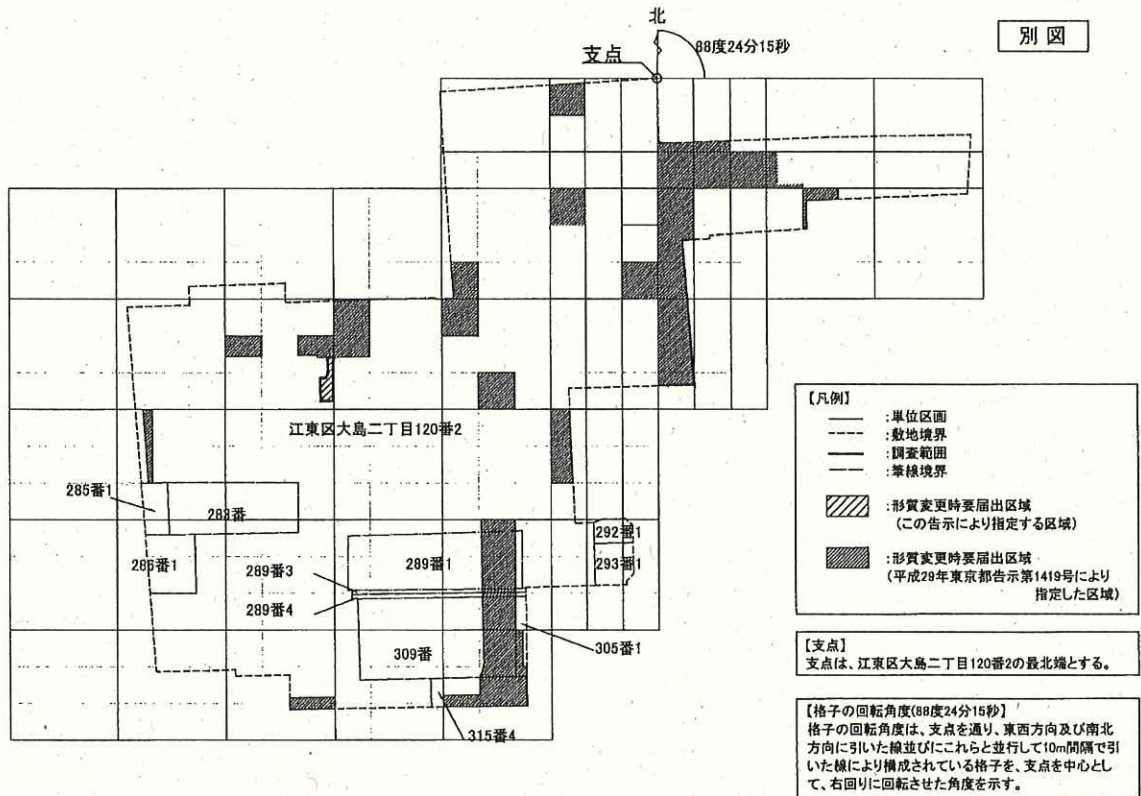
令和元年六月五日

東京都知事 小池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（江東区大島二丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



別図

【凡例】

- : 単位区画
- - - : 敷地境界
- : 調査範囲
- - - : 筆積境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)
- : 形質変更時要届出区域 (平成28年東京都告示第1419号により指定した区域)

【支点】
支点は、江東区大島二丁目120番2の最北端とする。

【格子の回転角度(88度24分15秒)】
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第百二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年六月五日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(大田区大森北五丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物